平成 16 年(行ウ)第 497 号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤 洋子 外 43 名

被告 東京都知事 外 4 名

証拠申出書

2007(平成19)年9月7日

東京地方裁判所 民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	高	橋	利	明	
弁護士	大	Ш	隆	司	
弁護士	EK	倉	佐 知	子	
弁護士	土	橋		実	
弁護士	只	野		靖	
弁護士	谷	合	周	Ξ	
ほか 28 名					
訴訟復代理人					
弁護士	西	島		和	

第1 証人 嶋津暉之

1 人証の表示

〒341-0018

埼玉県三郷市3-20-4-305

証人 嶋 津 暉 之(呼出 主尋問120分)

2 証人の経歴等

経歴

1966年3月 東京大学工学部都市工学科卒業

1972 年 3 月 東京大学大学院工学系研究科博士課程単位取得退学 大学院時に工場の水使用合理化技術を研究

1972~84年 東京都公害局(環境保全局)に勤務し、地下水行政に携わる。

1984~2004年 東京都公害研究所(環境科学研究所)に勤務し、水関連の研究 に携わる。

2004年3月 同研究所退職

著書 「水問題原論」(1991年 北斗出版)

「水資源・環境研究の現在」(1998年、成文堂、共著)

「地下水ハンドブック」(2006年、建設産業調査会、共著)

ほか多数

3 立証趣旨等

証人は、大学院時代から水問題にかかわり、東京都に勤務してからも水関係の仕事に従事し、さらに各地の水需給構造の解析を長年進めており、特に、工業用水の使用合理化技術に関して大きな成果を上げてきた。証人は、日本の河川政策、ダム建設政策等の水問題に精通しており、1991年に出版された「水問題原論」は、水問題のバイブルになっており、名実ともに水問題の第1人者である。

証人によって、東京都の水道用水の減少傾向は構造的な要因によるもので、今後も増加傾向に転じることはありえないこと、東京都水道局の予測が実績と大きく乖離しているのは予測の方法に根本的な誤りがあること、水需要の減少の一方で水源開発が進行したことにより、東京都等の水道は過剰な保有水源を抱え、本

件八ッ場ダムがまったく不要になっていること、東京都の地下水放棄計画は科学 的な根拠がない恣意的なものであること等を立証する。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第2 証人 遠藤保男

1 人証の表示

〒223-0064

横浜市港北区下田町6-2-28

証人 遠 藤 保 男(呼出 主尋問90分)

2 証人の経歴等

主な経歴

1944/10/9	出生						
1972/3/31	東京大学大学院理学系研究科博士課程中退						
1972/4/1	東京都入都	公害局配属					
			公害局総務部庶務係				
1973/2/1			公害局公害分析センター				
1977/4/1			公害局多摩公害事務所監視課				
1978/6/1			公害局多摩公害事務所水質保全談	R			
1979/4/16	水道局配属						
			水道局給水部浄水課				
1979/6/1			金町浄水管理事務所技術課	(金町浄水場)			
1981/11/1		総務局配属·	· 小笠原村 併任				
			小笠原村母島支所	(沖村浄水場)			
1983/11/1		水道局配属					
			東村山浄水管理事務所技術課	(東村山浄水場)			
1987/5/1			玉川浄水管理事務所技術課	(玉川浄水場)			
1999/4/14			玉川浄水管理事務所 砧浄水場	(砧浄水場)			
2005/3/31	東京都定年退職						

主な著作 「どうなっているの?東京の水」(北斗出版) 共著 「やさしい地下水の話」(北斗出版) 共著

3 立証趣旨等

証人は1972年に東京都に入都し、公害局に配属後水質検査業務に従事し、その後1979年に水道局に配属替えとなった後、2005年3月に定年退職するま

で、小笠原村を含め東京都の水道業務に約26年間、従事してきたものである。

証人は、金町浄水場、東村山浄水場、玉川浄水場、砧浄水場に勤務し、水質管理の業務を中心に東京都の水道業務の現場実務に携わってきており、東京都の水道業務全般について、豊富な知見を有している。

証人によって、東京都がダム中心の水源政策を行ってきたこと、とりわけ、意図的に地下水を切り捨ててきたこと、金町浄水場・玉川浄水場における原水汚染の放置、砧上・下浄水場の既存施設の設備維持の放棄、各浄水場における配水業務の実態、特に、夏場に意図的に1日最大配水量を押し上げていたこと、等を立証する。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第3 証人 尾崎 勝

1 人証の表示

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都水道局技監 証人 尾 崎 勝(呼出 120分)

2 証人の経歴

2003年当時:東京都水道局参事

現在:東京都水道局技監(局長クラス・技術系の総責任者)

3 立証趣旨等

証人は、東京都水道局の職員であり、2003年に東京都が作成した水需要予測をとりまとめた責任者である。

証人は、現在、東京都水道局技監の地位にあるところ、同ポストは、水道局において、水道局長に次ぐ 2 であり、技術系職員の総責任者たるポストである。

同証人により、過去、東京都が行ってきた水需要予測がことごとく過剰な予測であったこと、2003年の予測も大きく実績と乖離していること、2003年の予測時には、過去の実績との乖離を踏まえてより適切な予測を行うことができたこと、適切に予測を行った場合、本件ハッ場ダムに東京都が参加する利益はなくなること、等を明らかにする。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第4 証人 大熊 孝

1 人証の表示

〒950-2102

新潟県新潟市五十嵐二の町8390番地8

証人 大 熊 孝(呼出 主尋問120分)

2 経歴等

経歴

東京大学工学部土木工学科卒業

東京大学大学院工学系研究科博士課程修了

現在 新潟大学自然科学系工学部建設学科 教授

主な著作 「利根川治水の変遷と水害」(1981年初版、東京大学出版会) 「洪水と治水の河川史」(1998、平凡社)

ほか多数

3 立証趣旨等

証人は、新潟大学自然科学系工学部建設学科教授であり、河川工学の分野においては、我が国有数の学識を持つ研究者である。とりわけ利根川の治水に関しては、「利根川治水の変遷と水害」(1981 年初版、東京大学出版会刊)の著作にみるように、名実ともに我が国の第1人者である。

同証人によって、カスリーン台風時に八斗島地点で 22,000m3/秒もの洪水が生じた事実がないこと、国の利根川治水計画には大きな問題があって、現実性が希薄であること、本件八ツ場ダムは利根川の治水にとって役に立たない不要な施設であること等を立証する。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第5 証人 河崎和明

1 人証の表示

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局河川部長

証人 河 崎 和 明(呼出 主尋問120分)

2 証人の経歴

現在 国土交通省関東地方整備局河川部長

3 証すべき事実

証人は、現在、国土交通省関東地方整備局河川部長の職にあり、国の利根川治水 計画を運営する責任者である。

本件では、国が行ったカスリーン台風再来時の計算において、利根川水系河川整備基本方針では八斗島地点の洪水流量が22,000 m³/秒となっており、その一方、利根川浸水想定区域図の計算では16,750m3/秒とされ(甲B38、39号証)、両者の間に看過できない著しい差が生じており、22,000 m³/秒の科学的根拠が疑問視されるところ、同証人はこれらの計算条件、計算方法を把握している立場にある。

同証人によって、基本高水流量 22,000 m³/ 秒が洪水の実態とかけ離れた架空のものであること、利根川治水計画に根本的な問題があることなどを立証する。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第6 証人 花輪伸一

1 人証の表示

〒105-0014

東京都港区芝3 - 1 - 1 4 財団法人世界自然保護基金ジャパン 証人 花 輪 伸 一(呼出 主尋問60分)

2 証人の経歴等

1949 年 仙台に生まれる、小学校 6 年から野鳥に関心を持ち , バードウォッチングを 始める

- 1969 年 東北大学理学部生物学科入学、在学中に仙台市蒲生海岸のシギ・チドリ類の調査を行うとともに,同海岸の埋め立て反対運動を組織する
- 1976年 東京農工大学大学院(修士課程)に入学、鳥類,哺乳類の調査・研究を行う、とくに青森県脇野沢村におけるニホンカモシカの調査は現在も継続中
- 1979 年 (財)日本野鳥の会に勤務、全国一斉調査や絶滅の恐れのある鳥類(とくに沖縄で)の調査,保護活動などを行う
- 1989 年 東京港野鳥公園レンジャーとしてサンクチュアリでの調査, 教育, 管理等を 行う
- 1991 年 (財)世界自然保護基金日本委員会 (WWFJapan) に勤務、干潟などの湿地や沖縄のサンゴ礁, 野生生物などの保全活動に取り組んでいる

3 立証趣旨等

ハッ場ダム建設の前提として被告らが実施し,また実施している調査は極めて不 十分なものであり,そのため被告らの「ハッ場ダム建設は環境に影響なし」という 主張は全く根拠がない。

証人は財団法人世界自然保護基金ジャパンの職員であり、同財団や財団法人日本野鳥の会等における活動を通じて、特に鳥類や哺乳類等の調査・研究に造詣が深い。 証人により、ハッ場ダム建設により周辺の環境が破壊されること、ハッ場ダム建設が環境に与える影響について被告らは調査をしたなどとは到底言える状態でないこと、等を立証する。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第7 ダムサイトの危険性の証人

立証趣旨等は、2006年7月4日付原告準備書面(8)の内容全般についてである。

ただし、具体的な人選については未定である(学者及び実務家に要請中)。

第8 地すべりの危険性の証人

立証趣旨等は、2006年10月17日付原告準備書面(10)の内容全般につ

いてである。

ただし、具体的な人選については未定である(学者及び実務家に要請中)。

第9 証人 西川伸一

1 人証の表示

〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学駿河台研究棟721号室明治大学政治経済学部教授(政治学)

証人 西 川 伸 一(呼出 主尋問90分)

2 経歴等

経歴

1961年 新潟県生まれ

1990年 明治大学大学院政治経済学研究科政治学専攻博士後期課程退学 明治大学政治経済学部専任助手

1993年 同専任講師

2000年 同助教授

2005年 同教授

主な著作

『立法の中枢 知られざる官庁・内閣法制局』単著(五月書房、2000年) 『現代政治を見る眼』竹尾隆・井田正道編著(八千代出版、2002年)「第 5章政治制度論」

『官僚技官』単著(五月書房、2002年) ほか多数

3 立証趣旨等

被告は、本件八ッ場ダムの有効性等を主張・立証するにあたり、国(国土交通省) の作成した書面・資料等を多数引用しているところ、このような国の作成した書面 ・資料等の信用性の評価にあたっては、国が八ッ場ダム事業に関して、どのような 利害関係を有するかについて、正当に評価された上でなされる必要がある。

証人は、政治学を専門分野とする研究者であり、著書『官僚技官』においては、

国の官僚制度と公共事業との関係について調査・分析し、公共事業はそれを立案・ 実行する官僚らの固有の利益のためになされている実態を明らかにしている。

証人によって、本件ハッ場ダム事業は、同事業を計画・実施する国土交通省の官僚らの固有の利益のために計画・実施されている事業であることを明らかにし、引いては、国が作成した書面・資料等の信用性については、その根拠が合理的なものであるかどうかを厳密に評価した上で、慎重になされるべきことを明らかにする。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

尋問事項 証人1 嶋津暉之

その他本件に関連する事実

身上・経歴

東京都の水道用水と工業用水の需要動向 水道用水と工業用水が減少傾向になった理由 東京都の需要予測方法の問題点、実績と乖離した理由 ダム計画の呪縛から解放された都市の水需要予測 東京都の水道用水の今後の需要見通し 水源開発の経過と東京都水道の保有水源の現状 東京都および首都圏における水余りの現状 東京都水道局の地下水放棄計画の誤り ハッ場ダムは東京都および首都圏にとって必要な水源開発なのか 首都圏における水余り現象と最近の渇水状況 ハッ場ダムは渇水時に役に立つ施設なのか 日本におけるダム計画中止の流れと、ダム計画中止の理由

尋問事項 証人2 遠藤保男

身上・経歴

金町浄水場の概要、その特異性、証人が勤務していた当時の水源状況、市民からの要請、上記に対する水道局の対応

小笠原村水道の概要、その特異性、当時の水源状況、そこで得た教訓 東村山浄水場の概要、その特異性、当時の多摩地域の水道行政の方向、多摩地 区水源としての地下水の位置づけ、市民からの要請、東京都の判断、八ッ場ダ ム計画との関係

玉川浄水場の概要、その特異性、玉川浄水場再開問題、市民からの要請 砧浄水場(上・下)の概要、その特異性、緩速処理から膜ろ過処理への変更、原 水取水施設の問題

浄水場における配水計画、局内で使用されていた「X day」の意味 水道局における需要予測は、現場(浄水場)の実態と一致しているか その他、本件に関連する一切の事項

尋問事項 証人3 尾崎 勝

身上・経歴

過去に東京都が行ってきた水需要予測 東京都の過去の水需要予測と実績との関係 東京都の水需要の予測がことごとく実績と大きく乖離した理由 2003年の水需要予測と実績との関係とその乖離の理由 実績から科学的に予測した場合の将来の水需要 水源開発事業への東京都の参加の経過と保有水源量の推移 東京都の保有水源量が原告の計算値を大幅に下回る理由 東京都水道局の地下水放棄計画の科学的根拠 東京都水道の水需給をみて八ッ場ダムは必要か 1/10渇水年における保有水源縮小の計算根拠 その他本件に関連する事実

尋問事項 証人4 大熊孝

身上・経歴

利根川の特徴

利根川の治水計画の変遷

1980年に改訂された利根川水系工事実施基本計画の概要

利根川治水計画における八ツ場ダム計画の位置づけ

基本高水流量とは何か

利根川における基本高水流量算出上の問題点

カスリーン台風時の実績流量 17,000m3/秒は正しい推定値か

基本高水流量 22,000m3/秒に科学的な根拠はあるか

カスリーン台風時に八斗島上流で 5,000m3 / 秒も氾濫した事実はあるのか

ハツ場ダムには治水効果はあるか

2006年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針の問題点

現在の利根川水系の治水計画に現実性はあるか

利根川についてのあるべき治水対策ないし水防対策は何か

その他本件に関連する事実

尋問事項 証人 5 河崎和明

身上・経歴

1980 年に改訂された利根川水系工事実施基本計画の概要

2006年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針の概要

利根川治水計画における八ツ場ダム計画の位置づけ

基本高水流量 22,000m3/秒の計算根拠は何か

カスリーン台風時に八斗島地点の上流で 5000m3 / 秒の氾濫があったという根拠は何か

利根川浸水想定区域図の計算における八斗島地点の洪水流量 16,750m3/秒の計算根拠は何か

この計算において八斗島上流の河道の条件はどのように設定されたのか。

この計算の結果、八斗島上流ではどこで氾濫し、それぞれ何m3/秒の流量が流出することになったのか。

利根川放水路計画に現実性があるのか

今後の利根川上流ダム計画は具体化しているか

カスリーン台風が再来した場合にハツ場ダムは役に立つのか。

その他本件に関連する事実

尋問事項 証人6 花輪伸一

証人の身上及び経歴

八ッ場ダム建設予定地の自然環境の特徴 本件八ッ場ダム建設にあたって必要とされる調査の概要 被告ないし国が実施した環境影響評価の内容 八ッ場ダム建設が生態系に与える影響 八ッ場ダム建設と種の保存法,生物多様性条約との関係 その他本件に関連する一切の事実

尋問事項 証人9 西川伸一

証人の身上及び経歴

官僚が公共事業によって私的利益を受ける場合があるか

官僚が公共事業によって私的利益を得る社会的構造はどのようなものか

官僚が公共事業によって私的利益を得るという事実は、国の意思決定過程にどのような影響を及ぼすか

本件ハッ場ダム事業によって官僚は私的利益を受けるか、受けるとすれば、その内容はいかなるものか。